建築基準法施行細則第３条の９に基づく公聴会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、建築基準法施行細則（昭和５９年船橋市規則第７７号。以下「細則」という。）第３条の９の規定に基づき、公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（意見の聴取の請求）

第２条　細則第３条第１項の規定により、公開による聴取を行うことを請求する者（以下「請求者」という。）は、請求の理由、住所及び氏名を記載した意見の聴取請求書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（公聴会開催通知）

第３条　細則第３条の２の規定による公聴会（以下「公聴会」という。）を行う場合は、公聴会開催通知書（第２号様式）により、公聴会の期日の３日前までに、請求者又は公聴会を受ける者（以下「関係人等」という。）に通知しなければならない。

（代理人の選任届）

第４条　関係人等は、代理人を選任する場合においては、あらかじめ代理人選任届（第３号様式）により市長に届け出なければならない。

（証人等の出席）

第５条　公聴会に出頭しようとする関係人等は、細則第３条の４の規定により証人又は自己に有利な参考人を出席させる場合は、あらかじめ証人等出席届（第４号様式）により市長に届け出なければならない。

（公聴会の期日の延期）

第６条　関係人等は、公聴会の期日にやむを得ない理由により出頭できないときは、公聴会の前日までに公聴会期日延期届（第５号様式）により市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の届出があった場合において、その理由を正当と認めたときは、公聴会の期日を延期することができる。

３　市長は、災害その他やむを得ない理由により公聴会を行うことができないと認めたときは、公聴会の期日を延期することができる。

４　前２項の規定により公聴会の期日を変更したときは、公聴会期日変更通知書（第６号様式）により関係人等に通知するものとする。

（公聴会の方法）

第７条　公聴会は、口頭により行う。

（調書の作成）

第８条　主宰者は、細則第３条の７第２項の規定に基づき、調書を作成し、保管するものとする。

２　前項の規定による調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）件名

（２）公聴会の年月日及び場所

（３）公聴会に出席した関係人等及び代理人の住所及び氏名

（４）陳述、発言及びその要旨

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（許可等に関する公聴会運営要綱及び違反建築物等に関する公聴会運営要綱の廃止）

２　次に掲げる要綱は、廃止する。

⑴　許可等に関する公聴会運営要綱

⑵　違反建築物等に関する公聴会運営要綱

第１号様式

意見の聴取請求書

年　　月　　日

船橋市長　　あて

請求者
住　所
氏　名

建築基準法第　　条第　　項の規定に基づき　　年　　月　　日付けを受領しましたが、下記の理由により、公開による意見の聴取を請求します。

記

（理由）

第２号様式

公 聴 会 開 催 通 知 書

第　　号
年　　月　　日

様

船 橋 市 長　　印

建築基準法第７２条第１項の規定による公聴会を開催しますので、下記のとおり通

知します。

記

１　公 聴 会 の 日 時　　年　　月　　日　　時　　分から

２　公 聴 会 の 場 所

３　意見の聴取を行う事項

第３号様式

代 理 人 選 任 届

年　　月　　日

船　橋　市　長　　あて

住　所
氏　名

下記の者を代理人として選任しましたので、届け出ます。

記

１　住　　所

２　氏　　名

３　生年月日

第４号様式

証 人 等 出 席 届

年　　月　　日

船　橋　市　長　　あて

住　所
氏　名

下記の者を証人・自己に有利な参考人として出席させますので、届け出ます。

記

１　住　　所

２　氏　　名

３　生年月日

第５号様式

公 聴 会 期 日 延 期 届

年　　月　　日

船　橋　市　長　　あて

住　所
氏　名

建築基準法施行細則第３条の９に基づく公聴会運営要綱第３条の規定による公聴会開催通知を受けましたが、次の理由により公聴会期日延期届を提出いたします。

理由

第６号様式

公 聴 会 期 日 変 更 通 知 書

第　　号
年　　月　　日

様

船 橋 市 長　　印

建築基準法施行細則第３条の９に基づく公聴会運営要綱第６条第４項の規定により、次のとおり公聴会の期日を変更したので通知します。

公　聴　会　の　件　名		
公聴会期日	変 更 前	
	変 更 後	